桜井市業務継続計画

【地震対策編】

平成29年6月

桜　井　市

本編　目次

第１章　総則 ・・・

（１）職員参集予測の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２）職員参集予測の条件 ・・ 24
（３）職員参集予測人数 ・・・ 26
（４）職員参集予測人数と必要人数の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
第４節　指揮命令系統 ・・ 30
第５節　庁舎 ・・・ 32
第６節　必要資源（職員、指揮命令系統、庁舎以外） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（１）電力（非常用電源）・燃料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（２）通信手段（電話等） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（３）防災行政無線 ・・・ 43
（４）情報システム ・・・ 45
（５）執務室 ・・・ 48
（６）トイレ（職員用） ・・・ 50
（７）飲料水・食料・生活用品（職員用） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
（８）消耗品（用紙等） ・・ 54
（９）公用車 ・・ 56

第６章　業務継続計画の継続的な改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
第１節　教育・訓練、点検、是正等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（１）計画の策定（Ｐｌａｎ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（２）訓練等の実施（Ｄｏ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（３）点検・検証（Ｃｈｅｃｋ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
（４）計画の改訂・見直し（Ａｃｔ） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第２節　業務継続計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第１章　総則

第１節　業務継続計画策定の目的

桜井市域において大規模な地震災害が発生した際、本市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。

しかしながら、大規模な地震災害の発生時においては、本市自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下となることが想定される。

そこで、大規模な地震災害の発生時において実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時間を定めるとともに、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことにより、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、桜井市業務継続計画【地震対策編】（以下、「本計画」という。）を策定する。

第２節　業務継続計画の構成と概要

本計画は、「本編」、「非常時優先業務編」、「資料編」で構成し、各編の章立て及び各章の概要については以下のとおりである。

桜井市業務継続計画【地震対策編】

＜本　　編＞

第１章　総則
業務継続計画策定の目的・構成と概要・位置づけ
地域防災計画と業務継続計画との関係、業務継続計画の概要、業務継続の基本方針

第２章　対象組織と実施体制
対象組織、非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統、計画の適用と解除

第３章　想定する災害の選定と被害状況の想定
想定する災害、被害状況の想定

第４章　非常時優先業務の選定
選定対象業務と選定基準、業務開始目標時間の設定、選定結果
非常時優先業務実施に必要な人数の算出

第５章　必要資源の現状と課題と対策
対象とする必要資源、熊本地震における必要資源の状況と課題、職員、
指揮命令系統、庁舎

第６章　業務継続計画の継続的な改善
教育・訓練、点検、是正等、業務継続計画の推進体制

＜非常時優先業務編＞

第１章　非常時優先業務選定結果（通常時部署別）
部署別に設定した非常時優先業務の業務開始目標時間等を記載

第２章　職員参集予測結果及び必要人数の比較
通常時の部及び災害対策本部の部別の比較表及びグラフを記載

第３章　非常時優先業務抽出結果一覧
抽出した優先度の高い通常業務及び応急業務数の一覧表を記載

＜資料編＞

第３節　業務継続計画の位置づけ

本計画は、桜井市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）を上位計画とし、その実効性をより高める計画として位置づける。

桜井市下水道事業業務継続計画（簡易な下水道ＢＣＰ）は、迅速かつ効率的に下水道の復旧を行うための個別計画である。

また、ＩＣＴ部門の業務継続計画は、全庁的な継続的に必要なシステムの復旧に関する個別計画である。

本計画は、これら個別業務継続計画及び個別の各種マニュアルと整合を図るものとする。

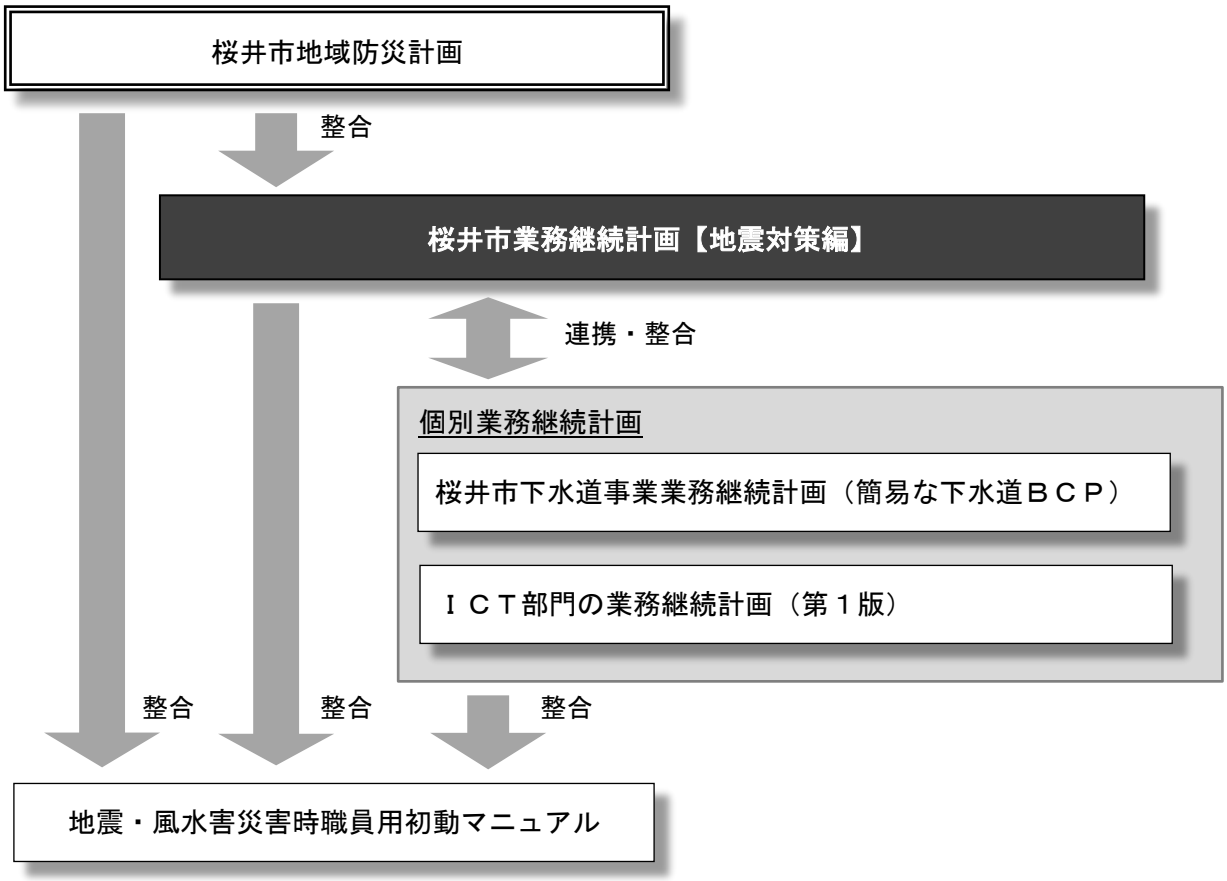

図 1-3-1　業務継続計画の位置づけ

第４節　地域防災計画と業務継続計画との関係

本市においては、災害対策基本法等の規定に基づく法定計画として、桜井市防災会議で地域防災計画を策定している。

地域防災計画は、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めるものである。

本計画は、地域防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模な地震災害の発生時に本市が実施すべき業務を選定することとあわせて、被災による市の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模な地震災害の発生時における本市の課題及び対策を検討し、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

表 1-4-1　地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間、時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	行政の被災は特に想定していないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定めることが必要	行政の被災（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源）を想定し、利用できる必要資源に制約があることを前提に計画を策定することが必要
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等）を対象	非常時優先業務を対象（災害応急対策、災害復旧・復興対策だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定めることが必要（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある

第５節　業務継続計画の概要

（１）業務継続計画とは

業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応などの「応急業務」や市民生活に重大な影響をもたらす行政サービスなどの「優先度の高い通常業務」（以下、「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の執行体制や対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害が発生した場合でも、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（２）非常時優先業務とは

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、これら業務を特定する必要がある。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で業務を実施する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務を整理することが必要である。

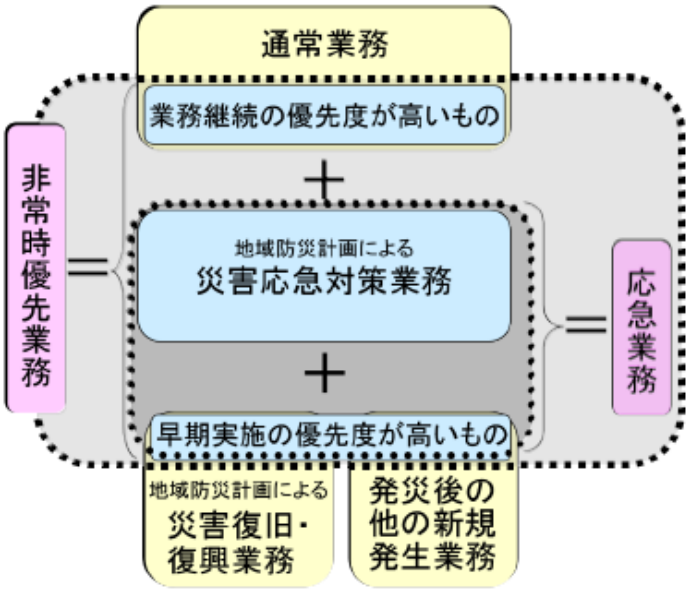

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（内閣府：平成 28 年２月）
※以下、「内閣府の手引き」という。

図 1-5-1　非常時優先業務のイメージ

（３）業務継続計画の効果

大規模災害が発生した場合には、被害状況の確認など発災直後から非常に短時間で膨大な応急業務が発生するため、急激に増加する業務量を迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。

このような場合に備え、本計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、具体的には以下の効果が期待される。

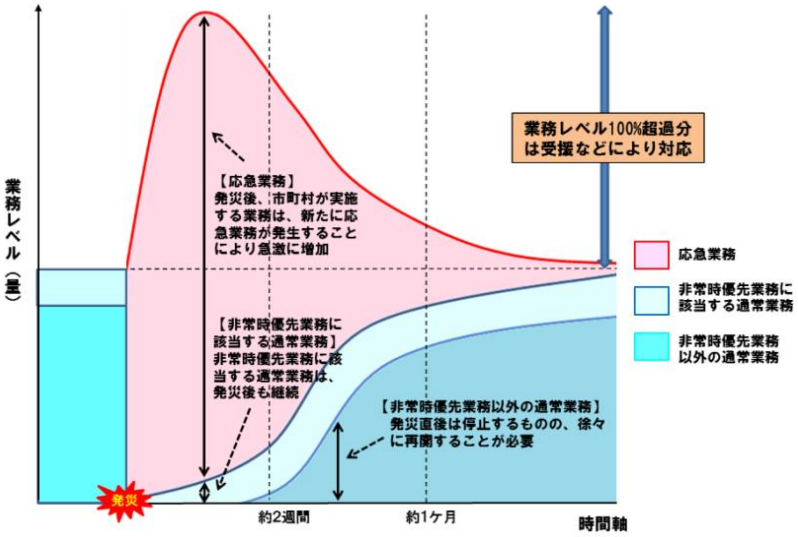

出典：内閣府の手引き

図 1-5-2　発災後に実施する業務の推移

表 1-5-1　業務継続計画策定に伴う効果

- 「行政も被災する深刻な事態」を考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
- 非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施
- 被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上

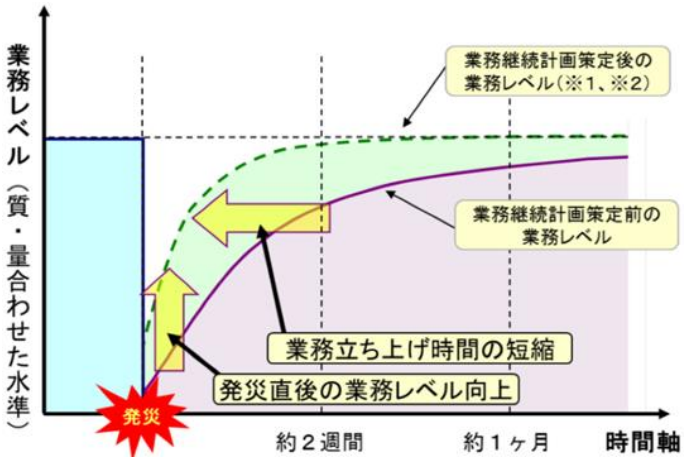

※１　業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
※２　訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：内閣府の手引き

図 1-5-3　業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

第６節　業務継続の基本方針

大規模災害発生時においても、本市の責務を遂行するため、以下の３つの基本方針を掲げるものとする。

【方針１】迅速適切に業務を遂行する

- 発災時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務を最優先する
- 発災から 72 時間までは、人命に係る業務に重点をおくものとし、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を及ぼす通常業務以外は一旦停止する

【方針２】必要資源の確保に努め、最大限有効活用する

- 被災により様々な制約を伴う状況下にあっても、全庁的な協力体制のもと、非常時優先業務を実施するために必要な資源を確保し、適切な配分を行うとともに、最大限有効に活用する

【方針３】業務継続力の向上に努める

- 業務継続を阻害する要因の解消に向けて、全庁的な体制による取組みを推進する
- 教育や実践的な訓練を定期的に実施し、本計画の組織・職員への浸透・定着を図る

第２章　対象組織と実施体制

第１節　対象組織

本計画の対象組織は、下表のとおりである。

表 2-1-1　本計画の対象組織

部名	課室名
市長公室	秘書課、人事課、行政経営課、人権施策課
危機管理課	
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、市民協働課
福祉保険部	社会福祉課、高齢福祉課、児童福祉課、保育所、保険医療課
すこやか暮らし部	けんこう増進課、地域包括ケア推進室、こども未来課
環境部	環境総務課、業務課、施設課
都市建設部	土木課、営繕課、都市計画課
まちづくり部	観光まちづくり課、商工振興課、農林課
出納課	
教育委員会事務局	総務課、学校教育課、幼稚園、学校給食センター、社会教育課 中央公民館、文化財課
議会事務局	議事課
選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局	
農業委員会事務局	
上下水道部	水道総務課、水道施設課、下水道課

※平成 28 年 12 月 1 日現在の部署に基づき記載

第２節　非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

（１）非常時優先業務の実施体制

①　災害対策本部の設置

災害対策基本法第 23 条の２に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。また、災害対策本部を設置するにいたらない災害が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

表 2-2-1　災害対策本部組織（本部体制）

災害対策本部	本部会議		本部事務局
	本部長	市長	公室部
	副本部長	副市長	総務部
		教育長	衛生部
		理事	環境部
	本部員	市長公室長	産業整備部
		危機管理監	教育部
		総務部長	水道部
		福祉保険部長	
		すこやか暮らし部長	
		環境部長	
		都市建設部長	
		まちづくり部長	
		教育委員会事務局長	
		議会事務局長	
		上下水道部長	

表 2-2-2　災害対策本部組織（部局・班体制）

部名	班名	担当課【協力部・課】
本部事務局	本部事務局班	危機管理課 【公室部】
公室部	秘書班	秘書課
	人事班	人事課
	企画班	行政経営課
	議事班	議事課
	通報処理班	人権施策課、監査委員事務局
総務部	総務班	総務課、選挙管理委員会事務局 【財政課、税務課、市民課、市民協働課、出納課】
	財政班	財政課
	調査情報整理班	税務課
	資源調達・出納班	出納課
	避難所・資源調達班	税務課、市民課、市民協働課 【公室部、衛生部、環境部、産業整備部、教育部】
衛生部	社会福祉班	社会福祉課、高齢福祉課、保険医療課
	児童福祉支援班	児童福祉課、各保育所
	救護防疫班	けんこう増進課、地域包括ケア推進室、こども未来課 【高齢福祉課、保険医療課】
環境部	環境総務班	環境総務課
	廃棄物・し尿処理班	業務課
	輸送班	施設課 【業務課】
産業整備部	土木応急復旧班	土木課
	営繕応急復旧班	営繕課
	都市計画応急復旧班	都市計画課
	下水道応急復旧班	下水道課
	農林応急復旧班	農林課、農業委員会事務局
	商工振興班	商工振興課、商業者育成支援センター
	観光班	観光まちづくり課
教育部	教育総務班	総務課
	学校教育支援班	学校教育課、各幼稚園
	学校給食班	学校給食センター
	社会教育班	社会教育課、中央公民館
	文化財対策班	文化財課
水道部	水道総務班	水道総務課
	水道応急復旧班	水道施設課

※平成 28 年 12 月 1 日現在の部署に基づき記載

②　職員の動員基準

地震災害時における職員の動員基準は、下表のとおりである。

表 2-2-3　桜井市標準動員計画表（地震災害時）

体　　制	災害警戒体制	災害対策本部	
動員区分	予備動員	１号動員	２号動員
動員基準	市域で震度４（気象庁発表）の地震が発生した場合、又は東海地震警戒宣言発令の報を受けた場合	市域で震度５弱又は震度５強（気象庁発表）の地震が発生した場合	市域で震度６弱（気象庁発表）以上の地震が発生した場合
動員職員	主幹級以上、危機管理課職員	係長級以上 （主査除く）	全職員 （再任用職員含む）

出典：地域防災計画（平成 28 年３月）

③　勤務時間外における動員方法

職員は、勤務時間外において地震に関する情報が、動員基準に定める事由に該当することを知った場合は、参集指令を待つことなく、直ちに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

（２）指揮命令系統

地域防災計画第３編地震災害応急対策編第１章第１節３の（７）職務・権限の代行に定めるところにより、市長を災害対策本部の本部長（以下、「本部長」という。）として災害対応を実施する。

また、本部長や災害対策本部の本部員（以下、「本部員」という。）不在時は、以下に定めた職務代行の順位に従う。

表 2-2-4　災害対策本部の指揮命令系統

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、理事
本部員	市長公室長、危機管理監、総務部長、福祉保険部長、すこやか暮らし部長、環境部長、都市建設部長、まちづくり部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、上下水道部長

表 2-2-5　権限の代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
本部長（市長）	副市長	危機管理監	市長公室長	総務部長
本部員（各部部長）	各部においてあらかじめ指名した副部長			

※本部長の代行順位については、平成 28 年度第２回桜井市防災対策推進会議（平成 29 年３月）において承認

第３節　計画の適用と解除

本計画の発動要件等について以下のとおり定める。

（１）発動要件

災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に本計画を適用する。

発動要件は、以下の２つの要件のいずれかをみたす場合とする。

- 本市に震度５弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部設置要件）
- 大規模地震により相当の被害が発生し、本部長が必要と認めたとき

（２）発動権限者

非常時優先業務を実施する発動の判断は、本部長が行う。

本部長の判断を仰ぐことができない場合は、本部長権限の代行順位の順序でその職務を代行する発動権限者とする。

（３）計画の解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、本計画の適用を解除する。

第３章　想定する災害の選定と被害状況の想定

第１節　想定する災害

本市域において最も被害を受ける災害は地震災害であり、発生に伴い本市域に被害を及ぼすと想定される主な地震は、第２次奈良県地震被害想定調査結果（平成 16 年 10 月）（以下、「県地震被害想定」という。）によると、内陸型地震では「奈良盆地東縁断層帯地震」、海溝型地震では「南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）」がある。

そのうち、本市域が最も被害を受けると想定される「奈良盆地東縁断層帯地震」を、本計画において想定する災害とする。

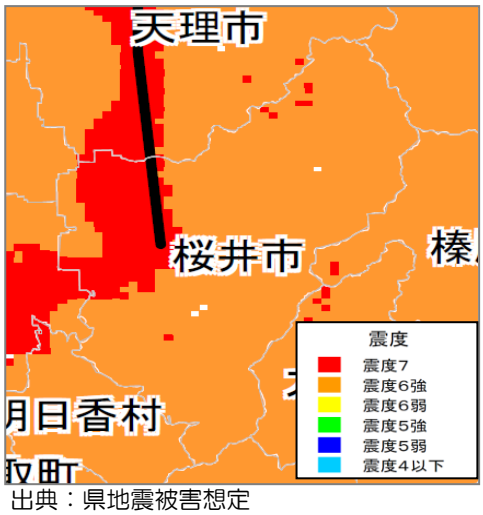

出典：県地震被害想定

図 3-1-1　震度分布図（奈良盆地東縁断層帯地震）

出典：（一財）消防防災科学センター

図 3-1-2　液状化状況事例（東日本大震災）

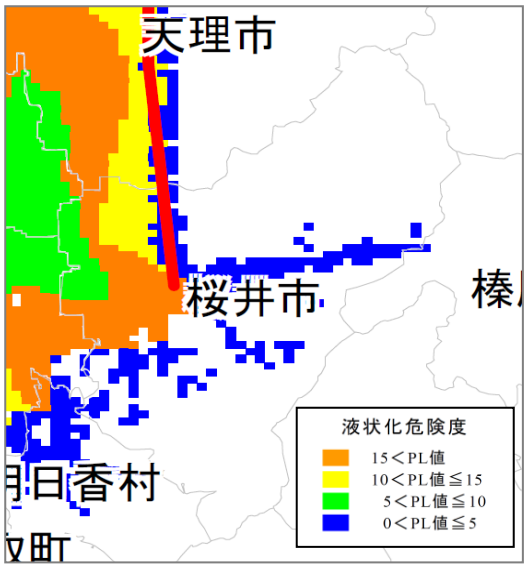

出典：県地震被害想定

図 3-1-3　液状化危険度分布図（奈良盆地東縁断層帯地震）

【ＰＬ値とは・・・】

ＰＬ値とは液状化指数のことであり、ＰＬ値が大きいほど液状化の危険度が高くなる。ＰＬ値を用いた液状化の危険度判定基準は以下のとおり。

区分	液状化の程度と対応
P_L＝ 0	液状化危険度はかなり低い
0＜P_L≦ 5	液状化危険度は低い
5＜P_L≦15	液状化する可能性がある
15＜P_L	液状化危険度が高い

第２節　被害状況の想定

（１）地震の被害想定

被害想定については、県地震被害想定を活用するとともに、地域防災計画との整合を図る。
想定地震（奈良盆地東縁断層帯地震）における市内の被害状況は以下のとおりである。

表 3-2-1　桜井市域における被害想定

項目		奈良盆地東縁断層帯地震	南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）
地震規模	マグニチュード	7.5	8.6
	最大震度	7	5強※
人的被害	死者	232人	1人
	負傷者	744人	5人
	避難者（発災１週間後）	21,696人	111人
建物被害	住家全壊	5,595棟	19棟
	住家半壊	2,834棟	22棟
	炎上出火	59件	0件
ライフライン被害	断水（発災直後）	20,315世帯	1,795世帯
	下水道被害	16.8ｋｍ	0ｋｍ
	停電（発災直後）	20,424世帯	475世帯
	都市ガス被害（発災直後）	6,112世帯	131世帯
	電話・通信被害	2,788世帯	－

※南海トラフの巨大地震の被害想定（第二次報告）（平成 25 年３月：内閣府）における最大震度は６強
出典：県地震被害想定

（２）ライフライン等の復旧状況

奈良盆地東縁断層帯地震が発生した場合の、ライフライン等の被害様相と復旧見込みは以下のとおりである。

表 3-2-3　ライフライン等の被害様相及び復旧見込み（奈良県全体）

	被害様相	復旧見込み
電力供給施設	➢ 停電世帯は約 48 万 6 千世帯に上る（県全体のほぼ100%の世帯で影響を受ける）	➢ １週間後には概ね解消 ➢ 京都を含めた広域的な被害が生じた場合、給電対応が遅れる可能性あり
上水道施設	➢ 地震直後に約 43 万 4 千世帯で断水（県全体の 89.0%の世帯で影響を受ける） ➢ ダムの上流で大規模な斜面崩壊が発生し、大量の土砂が川に流入した場合、ダムから水が溢れ、下流の集落で浸水被害が発生する可能性あり ➢ １週間後も断水は継続し、約 41 万８千世帯で断水	➢ 復旧まで１ヶ月（阪神・淡路大震災の事例）
ガス供給施設	➢ 約 25 万７千世帯が供給障害の影響を受ける（都市ガス供給エリアのほぼ 100%の世帯で影響を受ける）	➢ 復旧まで３ヶ月（阪神・淡路大震災の事例）
通信施設	➢ 一般公衆回線の輻輳のため、通話・通信が困難になる（一般加入電話・携帯電話）	➢ １週間後には輻輳が緩和
道路施設	➢ 西名阪自動車道、第二阪奈道路、国道 24 号・25 号・165 号・166 号・169 号等については、揺れ・液状化・斜面崩壊により寸断される可能性が高い。 ➢ 山間部では、道路の寸断により孤立のおそれあり ➢ 倒壊建物等による道路閉塞や道路放置車両により、道路交通は麻痺 ➢ 自動車避難や安否確認に向かう者の車両の集中により、道路渋滞が発生	（記載なし）
鉄道施設	➢ JR 関西本線・桜井線、近鉄奈良線・橿原線・大阪線・南大阪線等が揺れ・液状化により寸断される可能性あり ➢ 駅舎等の損壊、列車脱線等の恐れあり	（記載なし）

出典：県地震被害想定

第４章　非常時優先業務の選定

第１節　選定対象業務と選定基準

「応急業務」については、地域防災計画の桜井市災害対策本部事務分担に定める「災害応急・復旧対策」を基本として、業務開始目標時間及び必要人数の設定を行った。

また、「優先度の高い通常業務」については、各部署の事務分担表を基本として、表 4-1-1 の基準により業務を選定し、それぞれの業務の開始目標時間及び必要人数の設定を行った。

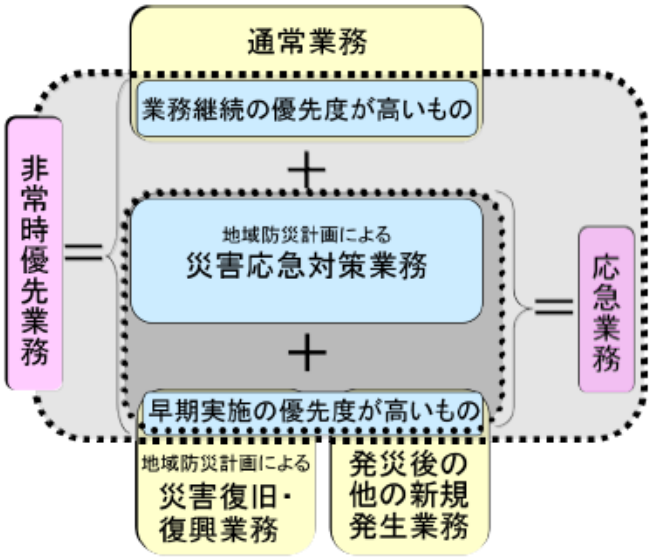

出典：内閣府の手引き

図 4-1-1　非常時優先業務のイメージ

表 4-1-1　非常時優先業務の選定基準

分　類		基　準
非常時優先業務	応急業務	○地域防災計画に定める災害応急・復旧対策
	優先度の高い通常業務	○通常業務のうち、大規模災害時にも優先的に行うべき以下の業務 ・市民の生命・生活・財産を守る業務 ・市の意思決定に必要な業務 ・その他、市民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
休止業務		○通常業務のうち、大規模災害時に休止・延期する以下の業務 ・一定期間（１ヶ月程度）先送りすることが可能な業務 ・非常時優先業務を実施する上で、休止・延期することがやむを得ない業務

第２節　業務開始目標時間の設定

非常時優先業務の開始目標時間は、「奈良県業務継続計画（震災編）平成 28 年３月」（以下、「県ＢＣＰ」という。）にあわせて５段階（３時間以内、１日以内、３日以内、２週間以内、１ヶ月以内）とし、「地方都市等における地震対応のガイドライン（内閣府）」等を参考にしながら、下表の考え方に基づき分類した。

表 4-2-1　業務開始目標時間の考え方

業務開始目標時間	業務の考え方	代表的な業務例
３時間以内	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設	・職員の安否確認、参集確認 ・職員、来庁者の救助、搬送 ・指揮命令系統確立 ・執務室の安全確認、保全措置 ・インフラの確認、復旧調整等 ・被害の把握 ・救助、救急体制確立に係る業務 ・避難所の開設、運営業務
１日以内	・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	・短期的な二次被害予防業務 ・遺体の取扱い業務 ・避難生活の開始に係る業務
３日以内	・被災者支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	・避難生活の向上に係る業務 ・市街地の清掃に係る業務 ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ・業務システムの再開等に係る業務
２週間以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・行政窓口機能の回復	・被災状況取りまとめに係る業務 ・生活保護、各種手当等支給に係る業務 ・生活再建に係る業務 ・産業の復旧、復興に係る業務 ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務 ・窓口業務
１ヶ月以内	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

第３節　選定結果

非常時優先業務の選定結果は、以下のとおりであった。なお、災害対策本部部署別及び通常業務部署別の非常時優先業務選定結果並びに業務開始目標時間の設定は、非常時優先業務編に示す。

- 選定対象業務の総数は 920 件。そのうち、応急業務が 182 件、通常業務が 738 件。
- 通常業務 738 件のうち、非常時優先業務（優先度の高い通常業務）として選定された業務は 209 件、休止業務となった業務は 529 件。
- 非常時優先業務として選定されたのは、応急業務 182 件と優先度の高い通常業務 209 件をあわせた 391 件。

表 4-3-1　非常時優先業務の選定結果

業務種別		応急業務	通常業務	総数
選定対象業務		182	738	920
	非常時優先業務	182 （100.0%）	209 （28.3%）	391 （42.5%）
	休止業務		529 （71.7%）	529 （57.5%）

※(　)内の値は、各選定対象業務に対する割合

表 4-3-2　各業務開始目標時間における非常時優先業務数

業務開始目標時間		３時間以内	１日以内	３日以内	２週間以内	１ヶ月以内
非常時優先業務		124	192	232	306	391
	応急業務	92 （74.2%）	139 （72.4%）	151 （65.1%）	170 （55.6%）	182 （46.5%）
	優先度の高い通常業務	32 （25.8%）	53 （27.6%）	81 （34.9%）	136 （44.4%）	209 （53.5%）

※(　)内の値は、各業務開始目標時間の非常時優先業務数に対する割合

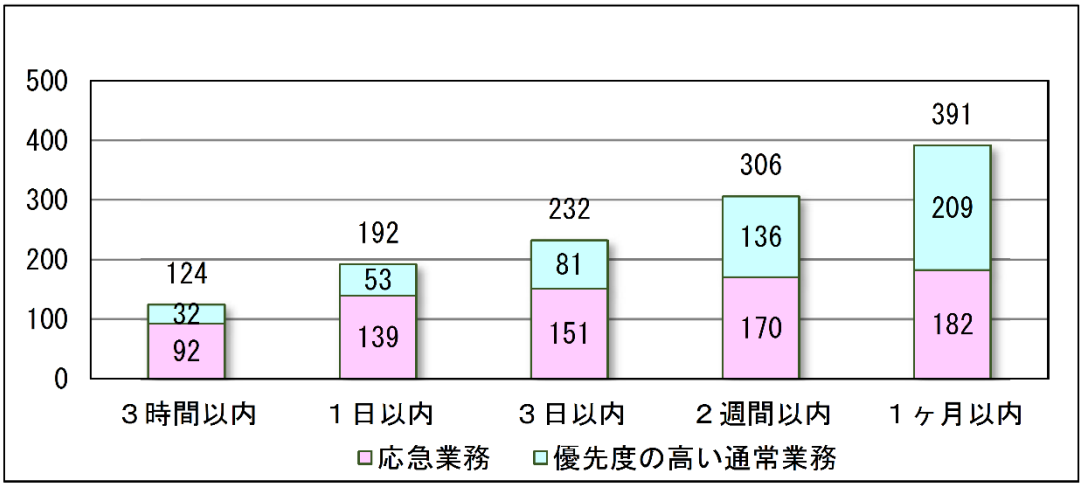

図 4-3-1　各業務開始目標時間における非常時優先業務数

第４節　非常時優先業務実施に必要な人数の算出

選定した非常時優先業務の実施に必要な人数（以下、「必要人数」という。）を算出した結果は、以下のとおりであった。

表 4-4-1　各業務開始目標時間における必要人数

（単位：人）

業務開始目標時間		３時間以内	１日以内	３日以内	２週間以内	１ヶ月以内
非常時優先業務		587.1	814.6	967.6	1,193.0	1,368.0
	応急業務	510.5 （87.0%）	706.4 （86.7%）	765.7 （79.1%）	905.0 （75.9%）	942.6 （68.9%）
	優先度の高い通常業務	76.6 （13.0%）	108.2 （13.3%）	201.9 （20.9%）	288.0 （24.1%）	425.4 （31.1%）

※(　)内の値は、各業務開始目標時間の必要人数に対する割合

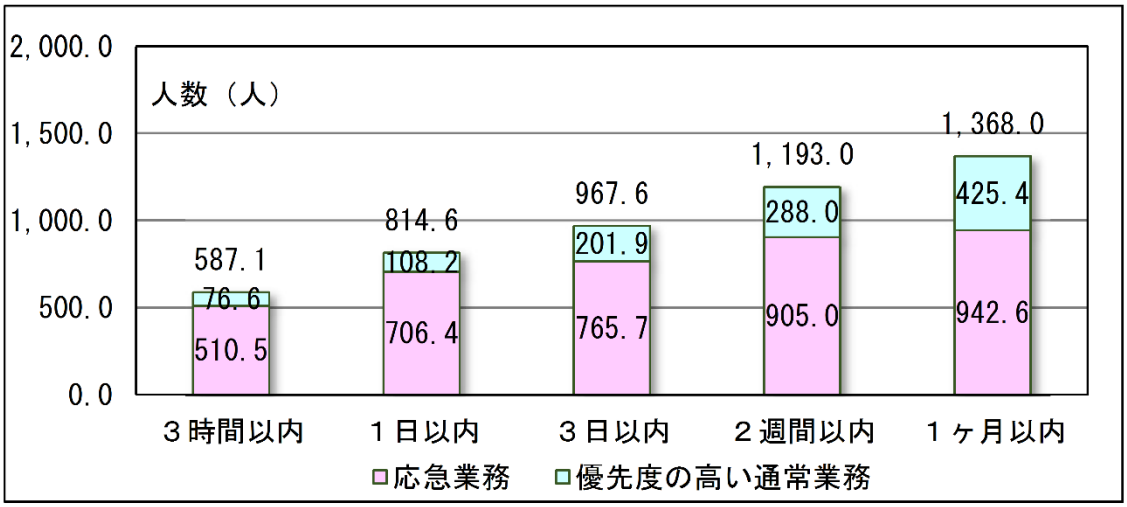

図 4-4-1　各業務開始目標時間における必要人数

第５章　必要資源の現状と課題と対策

第１節　対象とする必要資源

本計画においては、非常時優先業務を実施するために必要な資源を以下の 11 資源とし、現状と課題と対策について整理した。

表 5-1-1　対象とする必要資源と整理内容

	必要資源	整理する主な内容
1	職員（指揮命令系統含む）	✓非常時優先業務実施のための職員の過不足状況 ✓指揮命令系統の設定状況 ✓権限の代行順位の設定状況
2	庁舎	✓災害対策本部設置施設の被災可能性状況 ✓災害対策本部設置代替施設の被災可能性状況
3	電力（非常用電源）・燃料	✓非常用電源や非常用電源燃料の確保状況
4	通信手段（電話等）	✓通信手段（災害時優先電話、衛星携帯電話等）の確保状況
5	防災行政無線	✓防災行政無線の整備状況
6	情報システム	✓パソコンやサーバーの転倒・転落防止対策状況 ✓重要データのバックアップ状況
7	執務室	✓執務室内の安全確保状況
8	トイレ（職員用）	✓職員用の仮設トイレの確保状況
9	飲料水・食料・生活用品（職員用）	✓職員用の飲料水・食料・生活用品の確保状況
10	消耗品（用紙等）	✓コピー用紙やトナーの確保状況
11	公用車	✓公用車の所有状況 ✓公用車燃料の確保状況

第２節　熊本地震における必要資源の状況と課題

平成 28 年４月に発生した熊本地震においては、業務継続のために必要な資源について、以下のような状況と課題が発生していた。

表 5-2-1　熊本地震における必要資源に関連する状況と課題

必要資源	状　況	今後の課題
職員	**○人員削減により地方公共団体の防災力が減退** ✓ 防災業務が多様化・複雑化する一方で、地方公共団体の人員が減少している。	**①市町村における災害対応に精通した職員の確保・養成** ✓ 災害対応に精通する国、都道府県及び市町村の退職者の活用 ✓ 災害対応に従事する関係機関との人事交流促進 ✓ 職員の人事配置ローテーションによる防災対応に長けた人材の育成 ✓ 防災業務や被災地派遣の経験を有する職員のリスト化及び発災時の防災業務への優先的配置 **②市町村向けのアドバイザーの確保** ✓ 継続的なアドバイスを受けるための専門的災害知識を有する専門家の確保 **③市町村における災害対策本部機能の強化** ✓ 災害対策本部の体制整備及び災害対応力の強化 **④民間企業・ＮＰＯ等との連携の推進** ✓ 協定を締結している民間企業や災害対応の経験を有するボランティア団体・ＮＰＯ等と災害時の連携体制の強化及び実践的な訓練の実施
	○行政機能の回復が困難な市町村の発生 ✓ 応援職員との役割分担が想定されておらず、他機関から支援を受けても行政機能が回復できない被災市町村もあった。 ✓ 年１回の定期的な防災訓練のみでは、大規模災害が発生した場合に適切な対応を行うことは困難との指摘がある。 **○業務の継続と災害対応** ✓ 業務継続計画が策定されていないため、非常時優先業務が実施されていない場合がある。	**①受援を前提とした災害対応体制整備を含めた市町村の大規模災害への対応力の強化** ✓ 業務継続計画の策定 ✓ 災害時に発生する様々な事態を想定した、住民や企業等と連携した実践的な訓練の実施 **②業務継続計画を基にした災害対応人員の確保・実践的な訓練等** ✓ 災害時における役割分担の明確化 ✓ 定期的な防災訓練の実施等による災害時の職員の防災能力の向上 ✓ 職員が勤務を継続する上で必要となる職員のケアの想定

必要資源	状　況	今後の課題
職員	**○応援職員と被災市町村のニーズの不整合** ✓ 被災経験や災害対応を熟知している応援職員の知見や経験が活用されず、応援側と受援側双方が期待した機能が発揮できていない場合がある。 **○応援職員と被災市町村職員の役割分担が不明確** ✓ 派遣された応援職員が、適切に役割を果たせない場合がある。 ✓ 応援側と受援側の連携が不十分なため、応援職員に不満が蓄積している場合もある。 **○派遣された応援職員の執務環境整備が不十分** ✓ 被災市町村に長期間に渡って派遣された職員は、不慣れな環境の中で膨大な災害対応業務に従事しているが、十分なケアがなされていない場合がある。	**①応援側と受援側の連携強化** ✓ 応援の枠組みについて、応援側と受援側双方の理解度向上による受援力の強化 ✓ 大規模災害発生時の外部からの受援を前提とした体制の構築（受援計画の策定） **②各種の災害応援業務の特性を踏まえた受援側における適切な配置** ✓ 応援依頼時における想定される応援業務の内容と必要人数の併せた提示 **③派遣された応援職員が災害支援業務に専念できる環境の整備** ✓ 派遣される職員の勤務管理や執務環境の改善 ✓ 応援職員へのケアの実施
	○多数駆け付けたボランティアが十分活動できない場合がある ✓ 市町村によってはもともと職員が少ない中、災害ボランティアセンターの運営に追われ、本来の福祉活動に携わる人員が不足するなど、社会福祉協議会等に過度な負荷が発生した。 **○ＮＰＯ等がその専門的な知識を十分に発揮することが困難** ✓ 地方公共団体にとって、発災直後に初見のＮＰＯ等外部支援団体と関係構築は困難である。	**①ボランティアへの活動の場の提供** ✓ 市町村と社会福祉協議会等との話し合いによる、ＮＰＯ等との協働型災害ボランティアセンターの設置検討 **②専門的知識を有するＮＰＯ等が活動しやすい環境整備** ✓ 平常時から都道府県、社会福祉協議会、地元ＮＰＯ及び外部からの支援者の関係構築 ✓ 災害時に活躍が期待される地域のＮＰＯや各種団体（各種の専門職の団体、ボランティア団体、民間事業者の団体、公的な機関の退職者組織等）との連携強化及び定期的な会合実施
	○応援職員が派遣されない場合がある ✓ 大規模災害が発生した場合、近隣の市町村と応援職員の派遣に関する協定を締結しても同時に被災している場合も考えられる。	**①遠方の市町村との協定の締結** ✓ 大規模災害時に同時に被災しないであろう市町村との協定の締結
庁舎	**○大規模災害への備え不足** ✓ 災害時の利用を想定していた拠点施設が被災して使用できない、あるいは想定していた代替施設が十分に機能しない等の事態が生じ、災害対応の円滑な遂行に支障を来すおそれがある。	**①庁舎等の耐震性確保** ✓ 発災時に必要と考えられる高い安全性の確保
電力（非常用電源）・燃料	**○被害状況** ✓ がけ崩れや道路の破損等により復旧が困難な箇所を除き、発災４日後には停電復旧が完了した。	**①大規模災害による被害を想定した対策の強化** ✓ 優先的に復旧すべき施設の事前抽出及び関係者間での共有

必要資源	状　況	今後の課題
通信手段（電話等）	**○被害状況** ✓ 通信インフラについては、比較的早期に復旧した。	**①大規模災害による被害を想定した対策の強化** ✓ 優先的に復旧すべき施設の事前抽出及び関係者間での共有 ✓ 通信が利用できない場合に備えた衛星電話保有の推進
トイレ（職員用）※１	**○利用者への配慮** ✓ 設置する仮設トイレの内容については、男女等により嗜好が分かれた。	**①各種トイレの確保** ✓ 男女別トイレの用意 ✓ 和式・洋式トイレの用意
	○衛生確保が不十分 ✓ 衛生確保のためには、仮設トイレの維持管理を適正に行うことが必要となる。 ✓ 仮設トイレの汲み取りについては、地元の清掃団体が連合会を結成し、県とも密接に連携して進められたが、他地域において、常にバキュームカーの手配が円滑に進む保証はない。	**①衛生管理に向けた対策の実施** ✓ 維持管理についてのルールの設定及び周知 ✓ 仮設トイレの汲み取りについての事業者も含めた事前準備
	○上下水道の被害状況 ✓ 水道については、発災約３ヶ月半後に復旧が完了した。 ✓ 上下水道復旧では、家屋敷地までの管路復旧は順調だったが、敷地の中の管路の被災により、水道やトイレの使用再開が遅れた例もあった。	**①大規模災害による被害を想定した対策の強化** ✓ 敷地内の管路の耐震化 ✓ 優先的に復旧すべき施設の事前抽出及び関係者間での共有
飲料水・食料・生活用品（職員用）※２	**○大規模災害への備え不足** ✓ 発災後に発注した食料等が生産工場から搬出されるまでには日時を要した。 **○協定による必要物資が届かない場合がある** ✓ 協定先の民間企業が被災した場合、協定締結により確保していた物資が届かない可能性があった。	**①必要物資の備蓄** ✓ 災害発生後少なくとも３日程度の必要物資の備蓄 **②複数企業との協定締結** ✓ 立地条件等の異なる企業との協定締結等によるリスク分散の実施

※１：避難所のトイレに関する内容を記載
※２：避難所の食料に関する内容を記載
出典：平成 28 年度熊本地震に係る初動対応の検証レポート（内閣府　平成 28 年７月）
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）（中央防災会議　平成 28 年 12 月）

第３節　職員

■ 現　状

大規模地震発生後の人員確保は、非常時優先業務を実施する上での課題の一つである。特に勤務時間外の発災を想定し、職員が居住地から勤務地に参集する状況について考えておく必要がある。

このため、県ＢＣＰ等を参考に、勤務時間外に発生した場合の職員参集予測について実施する。

（１）職員参集予測の考え方

勤務時間外に発災した場合の職員参集予測を実施し、「第４章　非常時優先業務の選定」において算定した必要人数と比較することにより、災害時における人員の状況について検討する。

（２）職員参集予測の条件

職員参集予測の条件は、下表のとおり設定した。

表 5-3-1　職員参集予測の条件

<table>
<tr><td>対象職員</td><td>➢ 正職員
※ 市長、副市長、教育長、理事、派遣職員等を除く、再任用職員を含む</td></tr>
<tr><td>時間区分</td><td>➢ 災害発生から以下の５区分
３時間以内、１日以内、３日以内、２週間以内、１ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>参集先</td><td>➢ 通常時の勤務先</td></tr>
<tr><td>参集距離</td><td>➢ 通勤距離（自宅から勤務先までの距離）</td></tr>
<tr><td>参集手段</td><td>➢ 徒歩のみ（公共交通機関については、復旧後であれば利用可能）</td></tr>
<tr><td>歩行速度</td><td>➢ ４ｋｍ/時</td></tr>
<tr><td>歩行距離の上限</td><td>➢ 18ｋｍ
※ 18ｋｍ以遠に居住する職員は、公共交通機関復旧後に参集開始</td></tr>
<tr><td>参集距離＞18kmの職員の参集開始時期</td><td>➢ 災害発生３日後（公共交通機関の復旧時期）</td></tr>
<tr><td>参集準備時間</td><td>➢ 災害発生30分後に参集開始</td></tr>
<tr><td>本人・家族の被災や救援・救助などにより参集が困難となる職員の割合</td><td>表 5-3-2　参集困難となる職員の割合
<table>
<tr><th>災害発生後の時期</th><th>参集が困難となる職員の割合</th></tr>
<tr><td>３日後まで</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>４日後～１ヶ月前</td><td>直線補間（注）で算出</td></tr>
<tr><td>１ヶ月後</td><td>10%</td></tr>
</table>
表 5-3-3　参集困難となる理由別割合
<table>
<tr><th>理由</th><th>参集が困難となる職員の割合</th><th>困難となる期間</th></tr>
<tr><td>本人・家族の被災</td><td>10%</td><td>１ヶ月後まで</td></tr>
<tr><td>救援・救助</td><td>30%</td><td>３日後まで</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【（注）直線補間とは・・・】

数字と数字の間の値について、近似式を用いて求めることを線形補間といい、直線補間とは、近似式に直線を用いて求めることである。

例えば、表 5-3-2 に示した参集困難となる職員の割合であれば、３日後までは 40%であり、１ヶ月後（30 日後）には 10%となるため、２週間後（14 日後）の割合を直線補間で算出すると 28%となる。

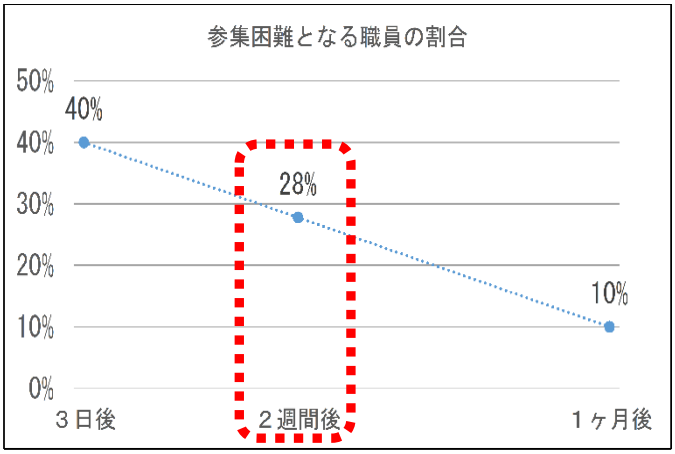

表 5-3-4　各時間区分の参集状況

①地震発生から３時間以内	参集先から 10ｋｍ圏内に居住する職員の 60%が参集可能 ➢ 時速４ｋｍで 2.5 時間かけて参集するため、参集先から 10ｋｍが参集可能圏内。 ➢ 10ｋｍ圏内に居住する職員の 40%が被災により参集できない。
②地震発生から１日以内	参集先から 18ｋｍ圏内に居住する職員の 60%が参集可能 ➢ 歩行距離の上限が 18ｋｍのため、参集先から 18ｋｍ圏内が参集可能。 ➢ 18ｋｍ圏内に居住する職員の 40%が被災により参集できない。
③地震発生から３日以内	全職員の 60%が参集可能 ➢ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ➢ 全職員の 40%が被災により参集できない。
④地震発生から２週間以内	全職員の 72%が参集可能 ➢ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ➢ 全職員の 28%が被災により参集できない。
⑤地震発生から１ヶ月以内	全職員の 90%が参集可能 ➢ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ➢ 全職員の 10%が被災により参集できない。

（３）職員参集予測人数

職員参集予測人数は、以下のとおりであった。

なお、参集予測は一定の時点におけるシミュレーションに基づいた結果であり、実際の参集については、被害の態様等によって異なることが想定される。また、機構改革や人事異動等によって結果に誤差が生じることを前提とする。

表 5-3-5　職員参集予測人数

（単位：人）

	３時間以内	１日以内	３日以内	２週間以内	１ヶ月以内	全職員数
職員参集予測人数	213.6	271.8	303.0	363.6	454.5	505
参集率	42.3%	53.8%	60.0%	72.0%	90.0%	100.0%

※平成 28 年 12 月 1 日現在の職員情報をもとに算出

（４）職員参集予測人数と必要人数の比較

職員参集予測人数と必要人数の比較結果は以下のとおりであった。

- 発災３時間後から、必要人数が職員参集予測人数を上回る（職員数が不足する）。
- 職員参集予測人数と必要人数の差については、「１ヶ月以内」が最大となり、約９１５人不足する。

表 5-3-6　職員参集予測人数と必要人数の比較

（単位：人）

	３時間以内	１日以内	３日以内	２週間以内	１ヶ月以内
職員参集予測人数	213.6	271.8	303.0	363.6	454.5
必要人数	587.1	814.6	967.6	1,193.0	1,368.0
差	-373.5	-542.8	-664.6	-829.4	-913.5

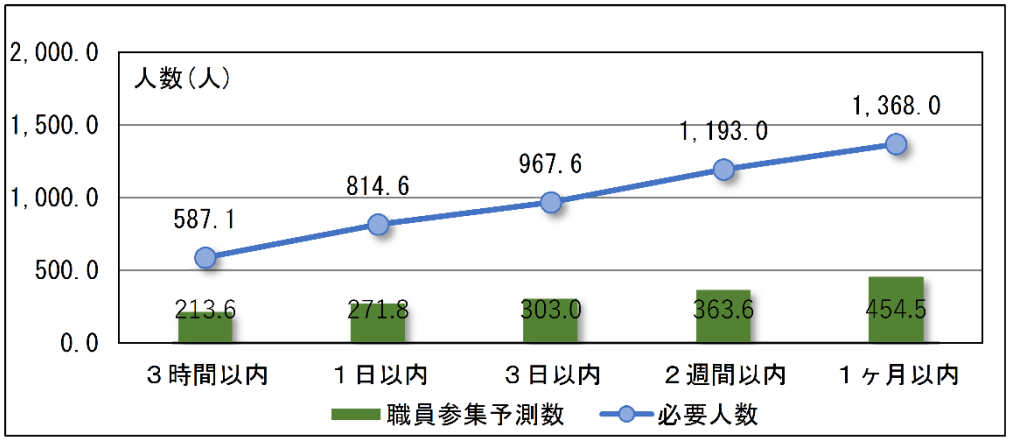

図 5-3-1　職員参集予測人数と必要人数の比較

ロ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 大規模地震発生時、職員は動員基準に基づき自主参集する。
- 大規模地震の発生に伴う応急業務の発生により、発災３時間後から業務に必要な人数に対して職員数が不足することが見込まれる。
- 職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員がいることが見込まれる。
- 職員の安否確認方法が確立されていない。
- （参考）熊本地震時においては、応援の受入れに対する環境整備が不十分であった。

【課　題】

１．非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保
２．職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員数の削減
３．参集した職員の健康維持
４．職員の安否確認

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　全庁的な職員配備調整の実施	非常時優先業務を実施するにあたり、人員が不足する部署については、災害対策本部を通じて積極的に他部署の応援を要請し、全庁的な職員配備の調整を実施する。 なお、可能であれば、業務の専門性を考慮し、応援が必要な部署に以前所属していた職員を派遣する。
	②　災害対応等経験職員の優先的配置	防災業務や被災地派遣の経験を有する職員をリスト化し、発災時においては災害対策本部事務局等に優先的に配置する。
	③　人事配置ローテーションによる人材育成	人事配置ローテーションにより職員を危機管理課に配属させ、防災対応に長けた人材を育成する。

<table>
<tr><th>対応課題</th><th>対　策</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="9">1</td><td>④　他の自治体等からの応援の受入れに関する協定の締結</td><td>他の自治体等から応援を受け入れるための協定を積極的に締結し、発災後には協定を締結している自治体に対して職員派遣要請を迅速に行う。
特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。
また、協定については、大規模災害時に同時に被災しないであろう市町村とも締結する。
表 5-3-7　災害時における相互援助協定市
<table>
<tr><th>市　名</th></tr>
<tr><td>滋賀県近江八幡市</td></tr>
<tr><td>大阪府摂津市</td></tr>
<tr><td>和歌山県有田市</td></tr>
<tr><td>京都府向日市</td></tr>
<tr><td>岐阜県羽島市</td></tr>
<tr><td>三重県熊野市</td></tr>
<tr><td>島根県出雲市</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑤　他の自治体等からの応援の効果的な活用</td><td>他の自治体等からの応援を迅速に受け入れ、効果的に活用できるよう、非常時優先業務のうち他の自治体等からの応援を活用できる業務を事前に特定する。
また、災害対策本部内に応援を円滑に受け入れるための班（受援班など）を、新たに設置する。</td></tr>
<tr><td>⑥　ボランティアの積極的な受入れ</td><td>桜井市社会福祉協議会と連携し、ボランティアを積極的に受け入れ、避難所の運営等に活用することにより、非常時優先業務に従事する職員の確保を図る。</td></tr>
<tr><td>⑦　非常勤職員、臨時職員、経験豊富なＯＢの活用</td><td>非常時優先業務に非常勤職員、臨時職員、経験豊富な再任用職員の活用を図る。</td></tr>
<tr><td>⑧　アドバイザーの確保</td><td>継続的なアドバイスを受けるための専門的知識を有する防災士等のアドバイザーを確保・育成する。</td></tr>
<tr><td>⑨　ボランティア団体・ＮＰＯとの連携</td><td>災害対応の経験を有するボランティア団体やＮＰＯ等と災害時の連携体制を構築する。</td></tr>
<tr><td>⑩　動員基準の周知</td><td>防災訓練等の際に、発災時に職員が参集する動員基準や、参集に係る心得等を周知する。</td></tr>
<tr><td>⑪　参集訓練の実施</td><td>職員参集訓練を実施し、発災時でも瞬時に参集できるようにするとともに、職員の危機管理意識を高める。</td></tr>
<tr><td>⑫　保育所の早期復旧・継続</td><td>子育て中の職員が非常時優先業務に従事できるよう、保育所の早期復旧又は継続できる体制の確保を図る。</td></tr>
</table>

対応課題	対　策	概　要
２	①　家庭での防災対策の実施	平常時から発災時における職員やその家族の安全確保のため、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、家族が３日間（できれば１週間）過ごせる飲料水や食料品等の備蓄品を準備するよう啓発する。
３	①　職員の健康管理	被災や非常時優先業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかるおそれがあるため、職員に対し、可能な限り定期的に休息をとれるよう配慮するなど、心のケアを含めた適切な健康管理を実施する。 また、他の自治体から職員派遣があった場合には、その職員に対しても実施する。
４	①　職員の安否確認体制の確立	職員の安否確認方法について、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。
	②　職員の緊急連絡先の整理	部署ごとに緊急連絡先等をあらかじめ整理するとともに、年度当初に更新する。 また、個人情報等を記載する場合には、保管方法や取扱いについて定める。

第４節　指揮命令系統

■ 現　状

災害対策本部の指揮命令系統については、市長を本部長として災害対応を実施することとなっている。また、本部長や本部員不在時には、以下に定めた職務代行の順位に従うこととなっている。

なお、本部長やその代行者の執務室については、耐震性のない市役所本庁舎となっている。

表 5-4-1　災害対策本部の指揮命令系統

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、理事
本部員	市長公室長、危機管理監、総務部長、福祉保険部長、すこやか暮らし部長、環境部長、都市建設部長、まちづくり部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、上下水道部長

表 5-4-2　権限の代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位			
	第１順位	第２順位	第３順位	第４順位
本部長（市長）	副市長	危機管理監	市長公室長	総務部長
本部員（各部部長）	各部においてあらかじめ指名した副部長			

※本部長の代行順位については、平成 28 年度第２回桜井市防災対策推進会議（平成 29 年３月）において承認

表 5-4-3　本部長及びその代行者の執務室

本部長及びその代行者	執務室のある庁舎	耐震性
市長、副市長、市長公室長、総務部長	市役所本庁舎	無
危機管理監	市役所西分庁舎	有

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 本部長（市長）及びその代行者（副市長、市長公室長、総務部長）の執務室が、新耐震基準を満たしていない市役所本庁舎にあるため、指揮命令系統が成立しない可能性がある。
- 本部員が参集できない場合の代行者は、あらかじめ指名した副部長となっているが、指名した副部長は、本部員に対して各１名となっている。

【課　題】

１．指揮命令系統の確立

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　執務室の移転	本部長及びその代行者の執務室を、新耐震基準を満たしている施設に移転する。
	②　各本部員の代理者の設定	各本部員が不在の場合の代理者を事前に複数名指名する。

第５節　庁舎

■ 現　状

大規模地震発生時においては、庁舎等の業務の必要資源が被災により使用できなくなる状況が想定されるため、それらの必要資源の現状を把握の上、被災による影響について考慮し、大規模地震発生時の課題と対策について検討する必要がある。

災害対策本部は特別な場合を除き、「市役所西分庁舎」に設置する。

「市役所西分庁舎」が使用できない場合には、「保健福祉センター陽だまり」、「グリーンパーク（管理・工房棟）」、「桜井西幼稚園」のいずれかに災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部長である市長やその代行者である副市長の執務室、非常時優先業務を実施する大部分の職員の執務室については「市役所本庁舎」となっている。

表 5-5-1　災害対策本部設置・代替候補及び執務室となっている施設

災害対策本部設置施設		市役所西分庁舎
災害対策本部設置代替施設		保健福祉センター陽だまり グリーンパーク（管理・工房棟） 桜井西幼稚園
災害対策本部長及びその代行者の執務室 非常時優先業務を実施する大部分の職員の執務室	危機管理監及び危機管理課	市役所西分庁舎
	上記以外	市役所本庁舎

上記施設の耐震化等の状況は以下のとおりである。

表 5-5-2　災害対策本部設置施設及び執務室の基本情報

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
用途		災害対策本部設置施設 執務室	執務室
所管課		総務部 総務課	総務部 総務課
災害対策本部設置予定場所		災害対策本部室	―
建築年		平成 12 年	昭和 42 年
構造		Ｓ造 （鉄骨造）	ＲＣ造 （鉄筋コンクリート造）
階数		地上１階	地上４階
建築物延床面積		486.34 ㎡	5,543.13 ㎡
耐震化の状況	耐震性	有	無
	耐震性有の根拠	新耐震基準	―
	耐震化の今後の状況	―	建替えの予定あり
被災の危険性	洪水による浸水	無	無
	土砂災害	無	無
	液状化	極めて高い	極めて高い

出典：【洪水による危険性】桜井市洪水土砂災害ハザードマップ（平成 21 年４月）
【土砂災害による危険性】奈良県 HP（土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況：平成 29 年5月現在）
【液状化による危険性】桜井市地震防災マップ（平成 26 年９月）
【上記以外】桜井市公共施設等総合管理計画（平成 28 年３月）

表 5-5-3　災害対策本部設置代替施設の基本情報

		保健福祉センター 陽だまり	グリーンパーク （管理・工房棟）	桜井西幼稚園
用途		災害対策本部設置代替施設		
所管課		すこやか暮らし部 けんこう増進課	環境部 施設課	教育委員会事務局 総務課
災害対策本部設置予定場所		つどいの広場	４階大会議室	遊戯室
建築年		昭和 45 年	平成 14 年	昭和 46 年
構造		ＲＣ造 （鉄筋コンクリート造）	Ｓ造 （鉄骨造）	Ｓ造 （鉄骨造）
階数		地上４階	地上５階	地上１階
建築物延床面積		4,225.03 ㎡	4,875.89 ㎡	791.14 ㎡
耐震化の状況	耐震性	有	有	有
	耐震性有の根拠	耐震補強済	新耐震基準	耐震補強済
	耐震化の今後の状況	－	－	－
被災の危険性	洪水による浸水	無	無	無
	土砂災害	無	無	無
	液状化	極めて高い	高い	極めて高い
その他		✓ 設置予定場所の広さが、必要面積（本庁舎２階大会議室と同程度）の 2/3 程度 ✓ 駐車可能台数を十分確保	✓ 設置予定場所の広さを十分確保 ✓ 駐車可能台数を十分確保	✓ 設置予定場所の広さを十分確保 ✓ 駐車可能台数が少ない

出典：【洪水による危険性】桜井市洪水土砂災害ハザードマップ（平成 21 年４月）
【土砂災害による危険性】奈良県 HP（土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況：平成 29 年5月現在）
【液状化による危険性】桜井市地震防災マップ（平成 26 年９月）
【上記以外】桜井市公共施設等総合管理計画（平成 28 年３月）

ロ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 災害対策本部を設置する市役所西分庁舎や、その代替施設となる保健福祉センター陽だまり、グリーンパーク（管理・工房棟）、桜井西幼稚園については、新耐震基準を満たしている。
- 災害対策本部長やその代行者、非常時優先業務を実施する大部分の職員の執務室がある市役所本庁舎については、新耐震基準を満たしていない。
- 奈良盆地東縁断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、市役所本庁舎に執務室がある職員については被災する可能性がある。また、市役所本庁舎は執務室として利用困難となる可能性がある。
- 全ての施設において、応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性がある。
- 全ての施設において、液状化危険度が“極めて高い”もしくは“高い”地域に位置するため、奈良盆地東縁断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、利用困難となる可能性がある。
- （参考）熊本地震時においては、庁舎が被災したことが、市町村の業務が停滞した大きな要因として挙げられていた。

【課　題】

1．利用可能な執務室の確保
2．施設の応急復旧の早期実施

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　利用可能な施設の把握及び代替施設への機能の移転	各施設の応急危険度判定及び応急復旧を迅速に実施し、執務室として使用可能な施設を把握する。 また、利用できなくなった施設の機能の移転先を発災前に決定する。
	②　市役所本庁舎の耐震性確保	新耐震基準を満たしていない市役所本庁舎について、建替えを実施する。 なお、現在検討している本庁舎の建替えが完了した後は、新庁舎を災害対策の拠点として活用する。
	③　応急危険度判定の実施体制の確立	発災直後より執務室を確保することが必要であり、執務室の確保の可能性を早急に判断するために、応急危険度判定士の確保を図る。

対応課題	対　策	概　要
２	①　応急復旧の実施体制の確立	災害対策本部の設置や非常時優先業務の実施のための施設の応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。 また、必要に応じて保守事業者と大規模地震発生時の対応について協議を行い、施設の早期復旧に向けた体制を整備する。

第６節　必要資源（職員、指揮命令系統、庁舎以外）

災害対策本部が設置される市役所西分庁舎や、災害対策本部長及びその代行者・非常時優先業務を実施する大部分の職員の執務室がある市役所本庁舎、また、災害対策本部の代替候補地である保健福祉センター陽だまり、グリーンパーク（管理・工房棟）、桜井西幼稚園について、非常時優先業務を実施するために必要な以下の資源についての現状と課題と対策を整理した。

【必要資源】

（１）電力（非常用電源）・燃料	（２）通信手段（電話等）	（３）防災行政無線
（４）情報システム	（５）執務室	（６）トイレ（職員用）
（７）飲料水・食料・生活用品（職員用）	（８）消耗品等（用紙等）	（９）公用車

（１）電力（非常用電源）・燃料

■ 現　状

電力（非常用電源）と燃料の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-1　電力の状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
非常用電源	非常用電源の種類	無 ※非常用発電機を整備予定（平成 29 年度）	非常用発電機
	稼働時間	―	燃料満タンで 2.5 時間
	起動方法	―	自動起動
	優先供給先	―	※表 5-6-2 参照
	被災の可能性	―	地震による倒壊の可能性有
燃料	燃料の種類	―	軽油
	非常用電源燃料の備蓄	―	有 （地下タンクによる自己備蓄）
	燃料備蓄量	―	満タン時で 3,000 ﾘｯﾄﾙ

		保健福祉センター 陽だまり	グリーンパーク （管理・工房棟）	桜井西幼稚園
非常用電源	非常用電源の種類	無	有	無
	稼働時間	―	10 時間	―
	起動方法	―	自動起動	―
	優先供給先	―	１階　事務室・トイレ ４階　事務室・トイレ	―
	被災の可能性	―	地震による倒壊の可能性有	―
燃料	燃料の種類	―	軽油	―
	非常用電源燃料の備蓄	―	有	―
	燃料備蓄量	―	35,000 ﾘｯﾄﾙ	―

表 5-6-2　非常用電源の優先供給先（市役所本庁舎）

100V関係

１Ｆ	守衛室１灯、廊下１灯置き、南側トイレ（湯沸室なし）、エレベーター前、市民課・保険医療課前１灯置き、売店、北側トイレ、北側階段、市民課書庫、保険医療課北側執務室、税務課倉庫、職員出入口、売店裏階段横書庫、北東車庫半分、農林課・農業委員会南側執務室、市民課コンセント、多目的室、多目的室コンセント
２Ｆ	北側トイレ、南側階段、北側階段、売店裏階段、廊下１灯置き、東側執務室、土木課横会議室、行政経営課執務室、営繕課横倉庫、南側トイレ、湯沸室、大会議室、組合前廊下、教養室、エレベーター前１灯置き、市民ホール吊下げ灯半分
３Ｆ	市長室、市長室コンセント一部、市長トイレ、市長側応接室、副市長室、秘書課、交換室、放送室の電灯・コンセント、南側階段・北側階段、トイレ、湯沸室、廊下、副市長側応接室、人事課・商工振興課・総務課・財政課執務室、総務部長室
４Ｆ	正副議長室、議会事務局、議員控室、南側トイレ、湯沸室、廊下１灯置き、南側階段、北側階段、議場廊下１灯置き、議場一部
５Ｆ	エレベーター機械室、空調室コンセント
屋外	発電機室及び３倉庫

200V関係

Ｐ－1,1 盤	揚水器、冷却機、ギアポンプ 機械室排水ポンプ、（アフタークーラー）、コンプレッサー
屋外動力	ガソリン給油所、車庫コンプレッサー
エレベーター	―

（平成 29 年４月１日現在）

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 大規模地震により停電が発生することが予想され、奈良盆地東縁断層帯地震発生時においては、電力の復旧には１週間程度要すると想定されている。
- 市役所西分庁舎及び保健福祉センター陽だまり、桜井西幼稚園については、非常用電源及び非常用電源燃料が確保されていない。
- 市役所本庁舎、グリーンパーク（管理・工房棟）については、非常用電源及び非常用電源燃料が確保されているとともに、非常用電源の供給先が設定されている。
- 非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量の抑制が必要である。
- 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントが容易に識別できず、使用可能なコンセントの確認に手間取る可能性がある。
- 優先的に電力を復旧すべき施設のリスト化ができていない。
- 停電によりパソコンやシステム等が利用できない場合、実施が困難となる非常時優先業務がある。

【課　題】

１．電力復旧までの非常用電源の活用
２．非常用電源用燃料の確保
３．電力の有効利用
４．電力設備の早期復旧
５．停電時の業務継続体制の構築

□ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　非常用電源の確保	停電発生時でも最低限必要な電力を確保するため、非常用電源を確保する。 また、非常用電源が不足する場合を想定し、発災時の発電機のレンタルに関する協定を締結する等、非常用電源を確保する。
	②　非常用電源の起動方法の周知	市役所本庁舎に設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼動方法について、訓練等において職員への周知を図る。
2	①　非常用電源用燃料の備蓄	非常用電源用燃料の備蓄については、電力が復旧すると想定される１週間分程度確保する。
	②　非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
	③　非常用電源用燃料の融通	備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。
3	①　電力消費量抑制の徹底	電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 また、ランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
	②　非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。
	③　使用優先順位の設定	非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。
4	①　電力設備の優先的な復旧の要請	優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 また、電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。
5	①　停電時の業務継続方法の確立	停電によりパソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

（２）通信手段（電話等）

■ 現　状

通信手段（電話等）の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-3　電話等の状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
防止対策 電話不通	不通の可能性	有 （揺れによる配線の断裂等）	有 （揺れによる配線の断裂等）
優先電話 災害時	回線数	５回線	無
	設置場所	災害対策本部室	―
携帯電話 衛星	設置場所	危機管理課執務室隣 サーバー室	無

		保健福祉センター 陽だまり	グリーンパーク （管理・工房棟）	桜井西幼稚園
防止対策 電話不通	不通の可能性	有 （非常用電源の未確保）	有 （非常用電源の未確保）	有 （非常用電源の未確保）
優先電話 災害時	回線数	１回線	無	無
	設置場所	けんこう増進課	―	―
携帯電話 衛星	設置場所	無	無	無

ロ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 大規模地震発生時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、奈良盆地東縁断層帯地震においては、輻輳の緩和に１週間程度を要すると想定される。
- 市役所本庁舎、グリーンパーク（管理・工房棟）、桜井西幼稚園では、災害時優先電話が設置されていないため、電話が輻輳している場合の発信用の通信手段が確保されていない。
- 市役所本庁舎及び保健福祉センター陽だまり、グリーンパーク（管理・工房棟）、桜井西幼稚園では、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が設置されておらず、複数の通信手段が確保されていない。

【課　題】

１．通信環境の早期復旧
２．災害時優先電話等の確保及び有効活用
３．複数の通信手段の確保

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　通信環境の優先的な復旧等の要請	通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
	②　特設公衆電話設置の要請	必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
	③　不通防止対策の実施	施設内に設置している交換機の転倒や故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。
2	①　災害時優先電話の確保	災害時優先電話が確保されていない施設については、確保を図る。
	②　災害時優先電話の識別と有効活用の周知徹底	災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。 また、原則として発信用として使用し、着信では使用しないよう周知徹底する。
3	①　防災行政無線や衛星携帯電話の確保	複数の通信手段が確保できていない施設については、防災行政無線や衛星携帯電話の確保を図る。

（３）防災行政無線

■ 現　状

本市においては、防災行政無線としてＭＣＡ移動系無線を整備しており、以下のとおり整備が行われている。

表 5-6-4　防災行政無線（ＭＣＡ移動系無線）整備状況

種類	設置数	設置場所等
指令局	１台	危機管理課
半固定局	17 台	市内 11 小学校、市内４中学校、高齢者総合福祉センター、 済生会中和病院
移動局	８台	危機管理課（ＭＣＡ無線対応機種５台、簡易無線機３台）
	34 台	高家、倉橋、倉橋出屋敷、今井谷、横柿、北山、西口、多武峰、鹿路、飯盛塚、八井内、針道、百市、南音羽、下居、北音羽、下り尾、粟原、竜谷、狛、岩坂、萱森、中谷、白木、芹井、滝倉、三谷、小夫嵩方、小夫、修理枝、笠、和田、白河及び吉隠の自治会組織（簡易無線機）
中継局	３台	中白木集会所、笠そば処、高齢者総合福祉センター

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- ＭＣＡ移動系無線が整備されている。
- 指令局及び中継局の非常用電源については確保されている。
- 防災行政無線の操作方法について、訓練等を通じて周知する必要がある。

【課　題】

１．電源の確保
２．防災行政無線の有効活用

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　移動局無線機の常時充電	発災時に停電した際でも満充電状態で最大限利用できるようにするため、移動局無線機の常時充電を行う。
	②　中継局の非常用電源用燃料の確保	中継局には停電に備え非常用電源が設置されているが、電源が失われることで重要な通信ができなくなる状態を避けるため、非常用電源用燃料を確保する。 また、燃料の供給体制を構築する。
2	①　操作方法の周知	防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作方法を周知する。 また、防災行政無線の使用が考えられる本部事務局や避難所運営の支援に携わる職員等を中心に使用できるようにする。

（４）情報システム

■ 現　状

主な情報システムの状況は、以下のとおりである。

表 5-6-5　主な情報システムの状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
PC・サーバー等	転落・転倒防止対策	・サーバーラックの床ボルト留め ・転倒防止盤の取り付け	・サーバーラックの床ボルト留め ・転倒防止盤の取り付け
重要データ	バックアップ状況	定期的に実施	定期的に実施
	保管場所	データセンター内、 分庁舎マシン室内ＨＤＤ	データセンター内、 分庁舎マシン室内ＨＤＤ
	バックアップデータ復旧作業時間	４時間	４時間
重要システム	非常用電源等の確保	無	無
	不具合発生時の対応	職員もしくは 民間業者が対応	職員もしくは 民間業者が対応

		保健福祉センター 陽だまり	グリーンパーク （管理・工房棟）	桜井西幼稚園
PC・サーバー等	転落・転倒防止対策	未対策	未対策	未対策
重要データ	バックアップ状況	未実施	定期的に実施	定期的に実施
	保管場所	データセンター内、 分庁舎マシン室内ＨＤＤ	データセンター内、 分庁舎マシン室内ＨＤＤ	データセンター内、 分庁舎マシン室内ＨＤＤ
	バックアップデータ復旧作業時間	４時間	４時間	４時間
重要システム	非常用電源等の確保	無	無	無
	不具合発生時の対応	職員もしくは 民間業者が対応	職員もしくは 民間業者が対応	職員もしくは 民間業者が対応

表 5-6-6　市役所分庁舎（データセンター）の基本情報

		市役所分庁舎（データセンター）
用途		重要データ保管場所
所管課		総務部 総務課
建築年		平成３年
構造		ＲＣ造（鉄筋コンクリート造）
階数		地上２階
建築物延床面積		670.80 ㎡
耐震化の状況	耐震性	有
	耐震性有の根拠	新耐震基準に沿った建築物
	耐震化の今後の状況	―
被災の危険性	洪水による浸水	無
	土砂災害	無
	液状化	極めて高い

出典：【洪水による危険性】桜井市洪水土砂災害ハザードマップ（平成 21 年４月）
【土砂災害による危険性】奈良県 HP（土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況：平成 29 年5月現在）
【液状化による危険性】桜井市地震防災マップ（平成 26 年９月）
【上記以外】桜井市公共施設等総合管理計画（平成 28 年３月）

ロ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 重要データのバックアップデータについては、耐震性のある市役所分庁舎で保管されている。
- 重要データのバックアップデータを用いた復旧作業については、職員もしくは保守事業者が対応予定であるが、復旧までに４時間程度を要する可能性がある。
- 重要システムについては、非常用電源が確保されていない。
- 庁内ネットワークが被災し、重要システムが機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。
- 各部署において管理するパソコン等については、転落防止対策が実施されていない。

【課　題】

１．重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧
２．重要システム及び重要データが使用できない場合の業務継続体制の構築
３．各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　保守事業者との協定の締結	重要システムに対し保守事業者と協定を締結し、災害時には優先的な復旧を要請する。
	②　庁内ネットワーク被災状況の早期確認・把握	庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧を図る。
	③　非常用電源の確保	停電時でも重要システムが稼働するよう、非常用電源を確保する。
	④　システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用	重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化の推進及び外部データセンター等の活用を図る。
2	①　重要システム及び重要データが使用できない場合の業務継続方法の確立	被災により行政ネットワーク等の重要システムや重要データが使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において個人情報等を除く重要なデータのバックアップを定期的に実施する等の体制を構築する。
3	①　サーバー・パソコン等の転落防止対策の実施	サーバーや各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を実施する。

（５）執務室

■ 現　状

執務室の安全確保の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-7　執務環境の状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
キャビネット等	転倒防止対策	未対策	未対策
ガラス等	落下・飛散防止対策	未対策	未対策
救助用資機材	確保状況	未確保	未確保

		保健福祉センター陽だまり	グリーンパーク（管理・工房棟）	桜井西幼稚園
キャビネット等	転倒防止対策	未対策	未対策	未対策
ガラス等	落下・飛散防止対策	未対策	未対策	未対策
救助用資機材	確保状況	未確保	未確保	未確保

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 全ての施設において、キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策は実施されていない。
- キャビネット等の転倒やガラスの飛散により、人的被害や通路妨害等が発生する可能性がある。

【課　題】

1．キャビネット等の転倒やガラスの飛散による影響の予防
2．非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

□ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　安全対策の実施	庁舎内の全てのキャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策を実施する。
	②　救助用資機材の確保	転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材を確保する。
2	①　安全確保のための配置の実施	キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を行う。

（６）トイレ（職員用）

■ 現　状

職員用の仮設トイレの状況は、以下のとおりである。

表 5-6-8　仮設トイレの状況

	市役所西分庁舎	市役所本庁舎
備蓄状況	無	無
設置場所の確保状況	－	－

	保健福祉センター陽だまり	グリーンパーク（管理・工房棟）	桜井西幼稚園
備蓄状況	無	無	無
設置場所の確保状況	－	－	－

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 大規模地震発生時には、断水等によりトイレが使用できなくなることが予想され、奈良盆地東縁断層帯地震においては、上水道の復旧までに１ヶ月程度要すると想定される。
- 全ての施設において、職員用の仮設トイレ等の備蓄や設置する場所の確保も行われていない。
- （参考）熊本地震時においては、仮設トイレの汲み取りについて地元の清掃団体が連合会を結成し進められたが、本市において、バキュームカーの手配が円滑に進む保証はなく、事業者も含めた事前準備が必要となる。
- （参考）熊本地震時においては、避難所において男女別や和式の仮設トイレ設置の要望があった。

【課　題】

１．断水時でも使用可能なトイレの確保
２．仮設トイレの衛生面の確保
３．上下水道施設の早期復旧

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　仮設トイレ等の備蓄	断水時でも使用できる仮設トイレや簡易トイレ等を備蓄する。 また、備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
	②　仮設トイレ等の設置場所の確保	仮設トイレの設置場所の確保を図る。
	③　仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。
	④　利用方法の周知	仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
2	①　衛生面の確保に関する協定の締結	仮設トイレの汲み取りについて、地元業者と協定を締結する。
3	①　上下水道施設の優先的な復旧の要請	優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 また、水道応急復旧班や下水道応急復旧班に対し、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

（７）飲料水・食料・生活用品（職員用）

■ 現　状

職員用の飲料水・食料・生活用品の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-9　飲料水・食料・生活用品の状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
備蓄状況	飲料水	無	無
	食料	無	無
	生活用品	無	無

		保健福祉センター陽だまり	グリーンパーク（管理・工房棟）	桜井西幼稚園
備蓄状況	飲料水	無	無	無
	食料	無	無	無
	生活用品	無	無	無

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 職員用の飲料水や食料、生活用品は確保されていない。
- 発災後の食料等の入手には日時を要することから、発災後少なくとも３日程度は、必要な物資が欠乏しないようにすることが必要である。

【課　題】

１．職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

<table>
<tr><th>対応課題</th><th>対　策</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="5">1</td><td>①　各職員における個人備蓄</td><td>各職員が発災時に備えて、３日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。</td></tr>
<tr><td>②　各職員による自宅からの持参の周知</td><td>参集時には可能な限り、自宅から３日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。</td></tr>
<tr><td>③　職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄</td><td>職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。</td></tr>
<tr><td>④　職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結</td><td>発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。
表 5-6-10　防災協定一覧
<table>
<tr><th>企業名</th></tr>
<tr><td>イオンリテール株式会社西日本カンパニー</td></tr>
<tr><td>ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター</td></tr>
<tr><td>市民生活協同組合ならコープ</td></tr>
<tr><td>巽製粉株式会社</td></tr>
<tr><td>コカ・コーラウエスト株式会社</td></tr>
<tr><td>大黒天物産株式会社</td></tr>
<tr><td>あきんどの会</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑤　被災しない保管場所の設定</td><td>職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。</td></tr>
</table>

（８）消耗品（用紙等）

■ 現　状

消耗品（用紙等）の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-11　消耗品（用紙等）の状況

		市役所西分庁舎	市役所本庁舎
コピー用紙	補充状況	無くなったら補充	無くなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	未把握	未把握
トナー	補充状況	無くなったら補充	無くなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	機種ごとに２～３個	機種ごとに２～３個

		保健福祉センター陽だまり	グリーンパーク（管理・工房棟）	桜井西幼稚園
コピー用紙	補充状況	無くなったら補充	無くなったら補充	無くなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	未把握	未把握	未把握
トナー	補充状況	無くなったら補充	無くなったら補充	無くなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	機種ごとに２～３個	機種ごとに２～３個	機種ごとに２～３個

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 消耗品は、無くなってから補充されている。
- 大規模地震に伴う応急業務の発生により、消耗品の利用の増加が予想される一方、それらの調達が難しくなることが想定される。
- 発災後の消耗品等の入手には日時を要することから、必要な物資が欠乏しないようにすることが必要である。

【課　題】

１．用紙やトナー等の消耗品の確保

□ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　在庫の保有	発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、１ヶ月分程度の消耗品を確保する。
	②　庁内での融通	非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。
	③　事前印刷の実施	大規模地震発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷し、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
	④　消耗品の供給に関する協定の締結	発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。
	⑤　被災しない保管場所の設定	消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。

（９）公用車

■ 現　状

公用車の状況は、以下のとおりである。

表 5-6-12　公用車の状況

		市役所本庁舎・西分庁舎	保健福祉センター陽だまり	グリーンパーク（管理・工房棟）	桜井西幼稚園
公用車	管理台数	46 台	９台	48 台	０台
燃料	備蓄状況	有 （地下タンクによる自己備蓄）	無	無 （軽油は業者搬入）	無
	燃料の種類	ガソリン・軽油	－	－	－
	備蓄量と使用日数	軽油：3,000 ﾘｯﾄﾙ ｶﾞｿﾘﾝ：8,000 ﾘｯﾄﾙ 16 日間	－	－	－
災害時の使用状況	使用困難となる可能性	有	有	有	有
	使用不可となる具体的な理由	駐車場の液状化	駐車場の液状化	駐車場の液状化	駐車場の液状化

□ 課　題

整理した現状を踏まえ、設定した課題は以下のとおりである。

【現　状】

- 大規模地震の発生に伴う応急業務の発生により、公用車の利用が増加することが予想される。
- 大規模地震発生時には車両への燃料供給が停止する可能性があるが、保健福祉センター陽だまり及びグリーンパーク（管理・工房棟）、桜井西幼稚園では、燃料の備蓄を行っていない。

【課　題】

１．公用車の燃料の確保
２．公用車の代替手段の活用

ロ 対　策

各課題に対し、解消もしくは抑制するために設定した対策は以下のとおりである。

対応課題	対　策	概　要
1	①　公用車の燃料の備蓄	消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や燃料の備蓄等により、公用車の燃料を確保する。
	②　満タン給油の周知	公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
	③　電気自動車等の導入	公用車の切り替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車を導入する。
2	①　原動機付自転車や自転車の活用	公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

第６章　業務継続計画の継続的な改善

第１節　教育・訓練、点検、是正等

計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であることから、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

そのため、本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、ＰＤＣＡサイクルを通じて、本計画を適宜見直すとともに更新し、業務継続体制の向上を図る。

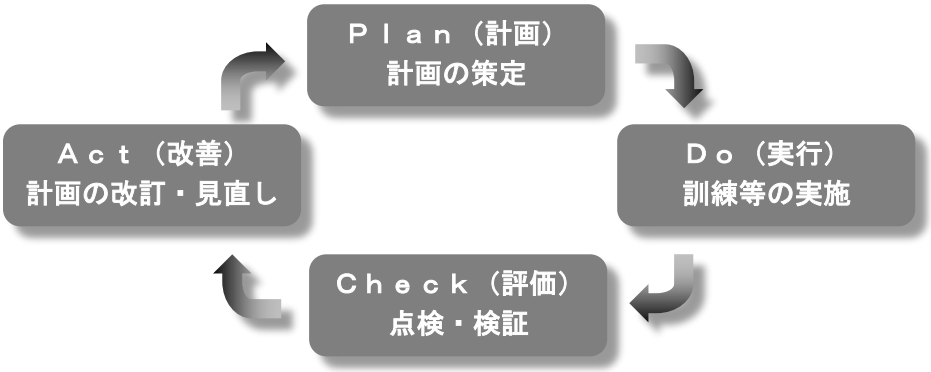

図 6-1-1　ＰＤＣＡサイクルによる継続的改善

（１）計画の策定（Ｐｌａｎ）

本計画の策定後も、非常時優先業務の見直しや人事異動及び機構改革等に伴い業務継続に関する状況は変化することが見込まれるため、定期的に見直しを行い、本計画の更新を行う。

なお、更新の際は以下の状況を踏まえて行うものとする。

①　本市域への影響が考えられる地震被害想定の更新又は新たな実施
②　地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
③　災害対策本部事務分担（応急業務）又は各部署の事務分担表（通常業務）の見直し
④　人事異動及び機構改革
⑤　訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

（２）訓練等の実施（Ｄｏ）

①　業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があるため、職員への研修や組織間の情報共有等を通じ、本計画の周知徹底を図る。

②　マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、地震・風水害災害時職員用初動マニュアル等の内容に業務開始目標時間の考え方を導入する等により実用性を向上させ、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

③　訓練等の実施

本計画を踏まえた訓練の実施や、実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の発見等を図る。

④　対策の実施

本計画において挙げられた業務継続に向けた課題と対策について、全庁的な取組または様々な組織単位での取組として、実施について検討し、業務継続体制の向上を図る。

（３）点検・検証（Ｃｈｅｃｋ）

訓練等の実施（Ｄｏ）を踏まえ、計画の実効性等に係る問題点の抽出、課題の検討を適宜行う。

（４）計画の改訂・見直し（Ａｃｔ）

点検・検証（Ｃｈｅｃｋ）により抽出された課題等に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第２節　業務継続計画の推進体制

本計画の策定及び推進にあたっては、市全体の非常時優先業務の選定のほか、職員、庁舎等の様々な資源について把握・分析する必要がある。

そのため、市長が委員長を務め、全庁的な組織である既存の「桜井市防災対策推進会議」において、本計画の策定及び効果的な運用を図る。

※ 資料編「第１章　要綱　第１節　桜井市防災対策推進会議設置要綱」参照